大 阪 府 知 事

(申請者) 法人の住所

> 法人の名称 代表者の氏名

## 住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる業務種別変更認可申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。) 第 61 条第 1 項の規定により、下記のとおり、業務種別の変更認可を申請します。

記

法人の名称 (法第 60 条第 2 号関係)					
住 所 (法第 60 条第 3 号関係)					
代表者の氏名 (法第 60 条第 4 号関係)					
支援業務を行おうとする 事務所の名称・所在地 (法第60条第3号関係)					
業務を開始しようとする年月日 (共管省令第39条第1号関係)	□指定日より開始		年	月	日より開始)
支援業務に関する連絡先 (共管省令第39条第2号関係)					
実施する支援業務 (法第60条第1号関係)	該当する業務の口をチェックしてください。  □ 家賃債務保証業務(法第62条第1項)  □ 残置物処理等業務(法第62条第5項)				
支援業務以外の業務内容 (法第60条第5号関係)					

## (債務保証・残置物処理等)業務の実施に関する計画

(1) 組織、人員及び運営に関する事項
(2) 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
※住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合、次の3つを必ず記載ください。
①支援業務の内容、②料金形態(対価)、③支援の提供条件
(3) 地方公共団体との連携に関する事項
(4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保
要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
(5) 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項